

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納期限までに必ず納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険 Q & A

Q

保険料はいつから納め始めるのですか？



6月1日生まれのわたしは…？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

A

- 例 ● 6月1日が65歳の誕生日の方 → 5月分から納めます
● 6月2日が65歳の誕生日の方 → 6月分から納めます

5月							6月						
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7
11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14
18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21
25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28
							29	30					

前日が属する5月分から納めます。

Q

サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくをお願いします。



いつ、誰が介護保険を必要とするかわからないものね。

Q

所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A

所得の少ない方については、負担が大きくならないように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市区町村の介護保険担当課にご相談ください。

介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料

令和7年度版



介護保険制度は、
住み慣れた地域でいつまでも
健やかに暮らせるように、
また介護が必要になっても、
安心して自立した生活を
送れるように、
社会全体で支えていこう
というしくみです。

介護保険の財源

40歳以上の方が納める
介護保険料は、
国や自治体の負担金などとともに、
介護保険を健全に運営するための
大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の
人口比率などをもとに決められます。

50%
公費(税金)
国、都道府県、
市区町村が負担

65歳以上の方
の介護保険料

23%

40～64歳の方
の介護保険料

27%



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

青森県南部町

An illustration of four elderly people standing in a row. From left to right: a man with grey hair wearing a blue cardigan over a grey shirt and grey trousers, holding a wooden cane; a woman with short brown hair and glasses wearing a pink cardigan over a white shirt and yellow trousers; a man with grey hair and glasses wearing a light blue sweater over a dark shirt and dark trousers; and a woman with brown hair wearing a yellow sweater over a white shirt and blue trousers.

11

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

- 